

合併入札に関する留意事項

1. 合併入札とは

類似性及び関連性のある複数の請負契約を同一の者と契約する場合において、当該複数の請負契約に係る競争入札を一つの案件として執行し、契約書を入札内訳書に基づき分割して締結する入札方式である。

2. 合併入札における入札書の記入について

入札書は1枚とし、入札金額は入札内訳書の各業務区分における内訳金額（税抜き）（1）、（2）を合算した合計額（A）で記入し、その金額により落札者を決定する。

※各業務区分の内訳金額の算出方法

- ・業務区分（1）和泉市定額減税調整給付金支給業務、（2）和泉市児童手当支給業務の各仕様書に基づき、それぞれ積算した額を内訳金額とする。
- ・上記の内訳金額は、消費税等を含まない額とする。
- ・入札内訳書の提出がない入札、入札内訳書に不備がある入札、又は入札書記載金額と入札内訳書合計額に相違がある入札は無効となる。

3. 契約金額について

- ・業務委託契約書 和泉市定額減税調整給付金支給業務
上記2の（1）の金額とする。
- ・業務委託契約書 和泉市児童手当支給業務
上記2の（2）の合計額とする。

※上記の契約金額に消費税及び地方消費税額を加算するものとする。但し、端数は円未満切捨とする。

4. 落札者の決定

- ・合併入札による落札者は、入札比較価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者とする。
- ・但し、各業務区分のいずれかの内訳金額が当該業務の内訳限度額の範囲外の場合、当該入札は無効となる。